

ASIAGAP ロゴマーク使用の細則

第 2 版



発行日 : 2019年6月14日
運用開始日 : 2019年6月14日

目次	ページ
目的	1
1. ASIAGAP ロゴマークとは	1
2. ASIAGAP認証プログラムロゴマーク	1
2.1 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの使用者	1
2.2 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの使用範囲	1
2.3 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの表示方法	1
2.4 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの発行手数料と使用料	2
2.5 ASIAGAP 認証プログラムロゴマークに関する報告義務	2
3. ASIAGAP 認証農場ロゴマーク	2
3.1 ASIAGAP認証農場ロゴマークの使用者	2
3.2 ASIAGAP認証農場ロゴマークの使用範囲	2
3.3 ASIAGAP認証農場ロゴマークの表示方法	2
3.4 ASIAGAP認証農場ロゴマークの発行手数料と使用料	3
3.5 ASIAGAP認証農場ロゴマークの申請手続き	3
3.6 ASIAGAP 認証農場ロゴマークに関する報告義務	4
3.7 ASIAGAP 認証農場ロゴマークの使用停止	4
3.8 ASIAGAP 認証農場ロゴマークを使用しない ASIAGAP の認証に関する表示	4
4. ASIAGAP指導員ロゴマーク	4
4.1 ASIAGAP指導員ロゴマークの使用者	5
4.2 ASIAGAP指導員ロゴマークの使用範囲	5
4.3 ASIAGAP指導員ロゴマークの表示方法	5
4.4 ASIAGAP指導員ロゴマークの発行手数料と使用料	5
4.5 ASIAGAP指導員ロゴマークの発行方法	5
5. 不正使用への対応	5

目的

本細則は、一般財団法人日本GAP協会（以下、「協会」という）が商標権を持つASIAGAPロゴマークの使用者およびASIAGAPの認証に関する表示を行う者が従うべき事項について定める。

1. ASIAGAPロゴマークとは

ASIAGAPロゴマークには、ASIAGAP認証プログラムロゴマーク、ASIAGAP認証農場ロゴマーク、ASIAGAP指導員ロゴマークがあり、その商標権は、協会に帰属する。

2. ASIAGAP認証プログラムロゴマーク

ASIAGAP認証プログラムロゴマークは、持続可能性、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉に配慮した認証プログラムを表すロゴマーク。



2.1 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの使用者

協会および協会から使用許諾を得た者

2.2 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの使用範囲

- (1) 協会発行物
- (2) ASIAGAP認証書
- (3) その他、協会から許諾を受けたもの

2.3 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの表示方法

2.3.1 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの色

提供された下記のファイルデータの色をそのまま使用しなければならない。ただし、白黒印刷することもできる。

- ・JPEG ファイル（提供された色）
- ・EPSファイル（DIC2555 または C86 M0 Y100 K0）
- ・GIF ファイル（提供された色）

2.3.2 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの大きさ、デザイン

- (1) 縦横の比率、デザインを変更してはならない。
- (2) 拡大、縮小して表示することは可能である。

2.4 ASIAGAP認証プログラムロゴマークの発行手数料と使用料

ASIAGAP認証プログラムロゴマークの発行手数料と使用料は、無料とする。

2.5 ASIAGAP 認証プログラムロゴマークに関する報告義務

- (1) ASIAGAP 認証プログラムロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用状況および表示デザインについて、年1回、協会の指示に従い報告しなければならない。
- (2) 協会から使用方法について改善を要求された場合は、速やかに要求を満たすこと。

3. ASIAGAP認証農場ロゴマーク

ASIAGAP認証を取得した農場であることを表すロゴマーク。表示は義務ではなく任意である。



3.1 ASIAGAP認証農場ロゴマークの使用者

当細則に従い協会から使用許諾を得たASIAGAP認証農場・団体

3.2 ASIAGAP認証農場ロゴマークの使用範囲

ASIAGAP認証農場ロゴマークの使用範囲は協会から個別に許諾を受けた以下の範囲とする。

- (1) ASIAGAP認証を取得した農場・団体から出荷された認証農産物に行う、消費者の目に触れない業者間取引の識別管理用の表示（業務用梱包資材、伝票類）
※消費者向けの包装・梱包資材に使用してはならない
- (2) ASIAGAP認証を取得した農場・団体に所属する者の名刺
- (3) ASIAGAP認証を取得した農場・団体のウェブサイト、パンフレット、看板、展示会等で使用する説明パネル等の販促資材
- (4) その他、協会から使用許可を受けたもの

3.3 ASIAGAP認証農場ロゴマークの表示方法

3.3.1 ASIAGAP認証農場ロゴマークの色

提供された下記のファイルデータの色をそのまま使用しなければならない。ただし、白黒印刷することもできる。

- ・JPEG ファイル（提供された色）
- ・EPSファイル（DIC2555 または C86 M0 Y100 K0）
- ・GIF ファイル（提供された色）

3.3.2 ASIAGAP認証農場ロゴマークの表示の条件

- (1) ASIAGAP認証農場ロゴマークを表示するときは、認証農場・団体の名称（名前）を必ず併記しなければならない。ただし、認証農場・団体の名称については協会の個別の承認により通称、愛称等を利用することができる。ASIAGAP認証農場ロゴマークは、認証農場・団体の名称（名前）を同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。なお、団体認証の場合は、農産物に団体の名称と団体に所属している農場の名前を両方表記することはできるが、農場名だけを単独で表記することはできない。必ず認証団体の名称を明記すること。
- (2) ASIAGAP認証農場ロゴマークは消費者向け農産物ブランドではなく、その農産物を生産した農場・団体が導入している農場管理の手法を伝えるものである。従って、ASIAGAP認証農場ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明をしてはならない。

3.3.3 ASIAGAP認証農場ロゴマークの大きさ、デザイン、補足説明

- (1) 縦横の比率、デザイン、登録番号を変更してはならない。
- (2) 拡大、縮小することはできるが、農場・団体名よりも目立つように表示してはならない。また、視認性を確保するため、登録番号の数字はロゴマークと一体になっているので、登録番号の数字が判別できなくなるほど縮小してはならない。
- (3) ASIAGAPについて説明する文言を併記する場合は、ASIAGAP認証およびASIAGAP認証農場ロゴマークを適切に説明するものでなくてはならない。また、商品の安全を担保するような表示をしてはならない。申請時に内容について協会から改善を要求された場合は、速やかに要求を満たさなければならない。

<説明文言の例>

「ASIAGAP認証は、持続可能な農業経営に取り組む農場に与えられる認証です」

3.4 ASIAGAP認証農場ロゴマークの発行手数料と使用料

- (1) 発行手数料は、10,000円（税抜）とする。
- (2) ASIAGAP認証農場ロゴマークの使用料は、使用頻度に関わらず無料とする。

3.5 ASIAGAP認証農場ロゴマークの申請手続き

- (1) 申請者は、ASIAGAP認証農場ロゴマークの使用に先立ち所定の様式AA1：「ASIAGAP認証農場ロゴマーク 使用許諾申請書」に必要事項を記入・押印し、ASIAGAP認証書の写しおよびデザイン案・説明文言案を添えて協会に提出する。
- (2) 協会は申請書受領後、デザイン案・説明文言案に問題がないことを確認し、ロゴマークデータを申請者に送付する。
- (3) 申請者は、申請内容・デザイン案・説明文言案に変更がある場合、変更に関し先立ち協会に必ず報告し、承認を受けなければならない。

3.6 ASIAGAP 認証農場ロゴマークに関する報告義務

- (1) ASIAGAP 認証農場ロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用状況および表示デザインについて、年 1 回、協会の指示に従い報告しなければならない。
- (2) 協会から使用方法について改善を要求された場合は、速やかに修正し、要求を満たすこと。
- (3) 協会からの報告指示に従わない場合、使用許諾あるいは認証の取消しを行うことがある。

3.7 ASIAGAP認証農場ロゴマークの使用停止

以下の場合、5.不正使用への対応が適用される。

- (1) ASIAGAP認証農場ロゴマークを使用している農場のASIAGAP認証の有効期限が切れた場合
- (2) ASIAGAP認証農場ロゴマークを使用している商品が認証書記載の認証品目から外れた場合
- (3) 本細則に従わなかった場合

3.8 ASIAGAP認証農場ロゴマークを使用しないASIAGAPの認証に関する表示

- (1) ASIAGAP 認証を取得した農場・団体から出荷された認証農産物とその包装・梱包資材（消費者向けの包装・梱包資材を含む）に ASIAGAP 認証農場ロゴマークを使用しない形で ASIAGAP の認証に関する表示をすることについて、下記の表現に限り認める。

「この商品（あるいは製品、あるいは作物、あるいは品目名）は ASIAGAP 認証農場 登録番号 A0000000000 で生産されました」

- (2) 上記の表現は、すべて同じポイント数、同じ書体および同じ色で表記する。
- (3) 前号による表現の使用を希望する者は、使用に先立ち所定の様式 AB1 : 「ASIAGAP 認証表記申請書」に必要事項を記入・押印し、ASIAGAP 認証書の写しおよびデザイン案を添えて協会に提出する。
- (4) 使用状況および表示デザインについて、協会は申請者に対し報告を指示することがある。その場合、申請者は速やかに報告しなければならない。
- (5) 協会から使用方法について改善を要求された場合は、速やかに要求を満たすこと。
- (6) 協会からの報告指示に従わない場合、認証の取消しを行うことがある。

4. ASIAGAP指導員ロゴマーク

ASIAGAP指導員であることを表すロゴマーク。表示は義務ではなく任意である。



4.1 ASIAGAP指導員ロゴマークの使用者

ASIAGAP指導員またはASIAGAP上級指導員の資格を維持している者

4.2 ASIAGAP指導員ロゴマークの使用範囲

名刺（その他に使用したい場合は協会に許諾を得ること）

4.3 ASIAGAP指導員ロゴマークの表示方法

(1) 色(下記の提供されたファイルデータの色)、縦横の比率、形などのデザインを変更してはならない。ただし、白黒印刷することはできる。

- ・JPEG ファイル（提供された色）
- ・EPSファイル（DIC2555 または C86 M0 Y100 K0）
- ・GIF ファイル（提供された色）

(2) 拡大、縮小して表示することは認めるが、文字の視認性を確保すること。

（最小でも指導員ロゴマーク全体の高さ7mm以上を目安）

(3) ASIAGAP指導員番号をロゴマークと同時に見ることができる範囲に必ず併記すること。

<登録番号の記載方法>

ASIAGAP 指導員登録番号 00000（英語表記は「ASIAGAP Trainer No.00000」）

ASIAGAP 上級指導員登録番号 00000（英語表記は「ASIAGAP Senior Trainer No.00000」）

4.4 ASIAGAP指導員ロゴマークの発行手数料と使用料

ASIAGAP指導員ロゴマークの発行手数料と使用料は、無料とする。

4.5 ASIAGAP指導員ロゴマークの発行方法

ASIAGAP指導員ロゴマークのデジタルデータは指導員専用ホームページから各自ダウンロードして使用する。

5. 不正使用への対応

ASIAGAPロゴマークの不正使用が発覚した場合、あるいはASIAGAP認証農場ロゴマークを使用しないASIAGAPの認証に関する表示に不正が発覚した場合、協会はその者に対してASIAGAPロゴマークの使用許諾あるいは認証取消し、ならびに差し止め請求・損害賠償請求等の民事上および刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがある。



一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階
URL: <http://jgap.jp>